

## 第 1 章 税源移譲の影響の試算

### 1. 税源移譲シミュレーションを行う上での原則

#### (1) 税源移譲の大原則とその規模

国と地方の税源配分については、本来は、国と地方の最終支出の比率が 2 : 3 であることを踏まえ、これに応じた税源配分がなされるべきであろう。しかし、現状では国と地方の税収比は 3 : 2 であり、平成 17 年に決着をみた三位一体改革により平成 19 年からは若干の改善がみられたが、依然として大きな乖離が存在している。そこで、当面の課題として、国と地方の税収比 1 : 1 を目途に、税源移譲を行うことが必要であると考えられる<sup>1</sup>。このような考え方をもとに、本シミュレーションにおいても、税源移譲の規模を、国と地方の税収比 1 : 1 になるようにするものとする。

国と地方の税収比 1 : 1 になる税源移譲の規模については、平成 18 年度予算ベースを想定した。平成 18 年度を基準としたのは、景気動向が長期の停滞期から回復基調にあり、概ね「平常時」といえること、所得譲与税の算定方法により、住民税と合わせると 10% フラット化とほぼ同額の税収見込みが各自治体において推計できることによるものである。

平成 18 年度予算ベースでは、地方税収は約 34.9 兆円（地方財政計画ベース。超過課税、法定外税は含まない）、国の税収は約 50.9 兆円（特会含む。一般会計ベースでは約 45.9 兆円）である。このうち、平成 18 年度の税制改正を踏まえ、所得譲与税の約 3.0 兆円を地方税収とみなして税源移譲額を算出したものが、[表 1 - 1] である。その結果、地方全体では約 5 兆円規模の税源移譲が必要となる。

表 1 - 1 国と地方の収入額（平成 18 年度予算ベース）

|                     | 国              | 地方            | 都道府県          | 市町村           |
|---------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 租税収入                | 509,243        | 348,983       | 154,308       | 194,675       |
| うち個人住民税均等割          |                | 2,207         | 558           | 1,649         |
| 個人住民税所得割            |                | 84,084        | 24,247        | 59,837        |
| 法人住民税均等割            |                | 5,296         | 1,367         | 3,929         |
| 法人住民税法人税割           |                | 26,378        | 7,460         | 18,918        |
| 地方消費税               |                | 26,343        | 26,343        |               |
| 所得譲与税               | -30,094        | 30,094        | 21,794        | 8,300         |
| 合計                  | 479,149        | 379,077       | 176,102       | 202,975       |
| <b>1:1のための必要移譲額</b> | <b>-50,036</b> | <b>50,036</b> | <b>25,018</b> | <b>25,018</b> |
| 移譲後の税収              | 429,113        | 429,113       | 201,120       | 227,993       |

（出所：総務省資料、ただし国の租税収入については財務省資料）

<sup>1</sup> 新地方分権構想検討委員会「分権型社会のビジョン（中間報告）」（2006年5月11日）、総務省「地方分権 21世紀ビジョン懇談会報告書」（2006年7月3日）のいずれにおいても、国・地方の税源配分 1 : 1 を目標に税源移譲することが明記されている。

そこで、本シミュレーションにおいては、これを都道府県と市町村で折半することを想定し（市町村分約 2.5 兆円）、都市自治体からの照会データをもとに、都市分の推計値を算出することとした。

## （２）税源移譲の方法

税源移譲を行う税目は、基幹税かつ偏在性の低いものが望ましいことから、「新地方分権構想検討委員会」で提言されている、消費税の地方消費税への移譲と所得税の個人住民税所得割への移譲の２種類を想定し、３つの方法について、試算を行った。５兆円規模の税源移譲を想定すると、具体的には以下に～の方法が考えられるが、それぞれのマクロベースでの移譲額は[表１－２]のとおりである。なお、～のいずれにおいても消費税が移譲対象税目の中心となっているのは、税源移譲の対象税目として、応益性、税収の安定性、非偏在性などの観点から理論的に望ましいこと、所得税については、平成 18 年度税制改正において住民税への税源移譲が行われたことによるものである。

表 1 - 2 税源移譲の各方法とマクロベースでの移譲額

|                     | 国              | 地方            | 都道府県          | 市町村           |
|---------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 租税収入                | 509,243        | 348,983       | 154,308       | 194,675       |
| うち個人住民税均等割          |                | 2,207         | 558           | 1,649         |
| 個人住民税所得割            |                | 84,084        | 24,247        | 59,837        |
| 法人住民税均等割            |                | 5,296         | 1,367         | 3,929         |
| 法人住民税法人税割           |                | 26,378        | 7,460         | 18,918        |
| 地方消費税               |                | 26,343        | 26,343        |               |
| 所得譲与税               | -30,094        | 30,094        | 21,794        | 8,300         |
| 合計                  | 479,149        | 379,077       | 176,102       | 202,975       |
| <b>1:1のための必要移譲額</b> | <b>-50,036</b> | <b>50,036</b> | <b>25,018</b> | <b>25,018</b> |
| 移譲後の税収              | 429,113        | 429,113       | 201,120       | 227,993       |

（出所：総務省資料、ただし国の租税収入については財務省資料）

|                                      |     |        |        |        |
|--------------------------------------|-----|--------|--------|--------|
| 地方消費税 2%                             | 移譲額 | 52,686 | 26,343 | 26,343 |
| 地方消費税 1.5%+個人住民税 1%                  | 移譲額 | 50,948 | 25,512 | 25,435 |
| 地方消費税 2%と個人住民税 2%を移譲し、法人住民税の 5 割を逆移譲 |     |        |        | 26,276 |

法人住民税の逆移譲については、都道府県では事業税の逆移譲の検討が別途必要。

### 消費税を地方消費税に移譲（税率 2%分）

第 1 の方法として、消費税から地方消費税へ税率 2%分を移譲し、国税消費税 2%、地方消費税 3%とする。そして、その配分方法は現行の地方消費税交付金と同じ方法をとることとする（以下、も同様とする）。

消費税を地方消費税に（税率 1.5%分）、所得税を個人住民税に移譲（個人住民税率 1%相当分）

第 2 の方法として、消費税から地方消費税へ税率 1.5%分を移譲し、国税消費税 2.5%、地方消費税 2.5%とする。また、所得税から個人住民税所得割へ、個人住民税所得割が現行の 10%から 11%になるように移譲する。なお、所得税から個人住民税所得割への移譲分については、税率 1%分を都道府県と市町村で各 0.5%ずつ分け合うものとする。

消費税（税率 2%分）と所得税（個人住民税率 2%相当分）を移譲し、市町村については法人住民税の半分を逆移譲

第 3 の方法として、消費税から地方消費税へ税率 2%分を、所得税から個人住民税所得割へ個人住民税所得割が現行の 10%から 12%になるように移譲した上で、偏在性の解消を目的として法人住民税の半分を地方から国へ逆移譲する。なお、前述のように本シミュレーションは市町村のみを対象としたものであり、都道府県について法人関係税の逆移譲を行う場合には、法人事業税（平成 18 年度税込見込額 4.8 兆円）を含めて、別途制度設計を検討する必要がある。

## 2. 推計方法と各ケースの前提条件

本シミュレーションでは、全国の都市を対象とした「三位一体改革後の都市財政に関するアンケート調査」（調査の概要は p.23 を、調査票は p.65～p.73 を参照）Q 1 の回答（有効回答数：472 市、16 特別区）から、それぞれの市における「地方消費税交付金」、「住民税所得割」、「所得譲与税」、「普通交付税」、「基準財政需要額（臨時財政対策債振替後）」、「基準財政収入額」、「国庫支出金」、「都道府県支出金のうち、国庫補助に伴うもの」の平成 18 年度決算見込み額をデータとして用いて、税源移譲額、国庫補助負担金、普通交付税に関する都市分の全国値の変化を推計した。推計の方法は、回答のあった市ごとに、後述する各ケースに応じた変動額を計算し、これを全て足し合わせた上で、市の人口と全国の市部人口の比（いずれも住基人口ベース）から、全市でのマクロの変動額を推計した。特別区についても、同様の方法で別途推計を行った。ただし、特別区の法人住民税市町村分については都が徴収しているものであるため、平成 18 年度都区財政調整のデータを使用した。

税源移譲およびそれに伴う国庫補助負担金・地方交付税増減による各団体の歳入への具体的な影響について

- ・ 税源移譲による歳入増<sup>2</sup>
- ・ 国庫補助負担金の削減による歳入減
- ・ 地方交付税の再計算による歳入増減（ただし合併算定替は別途調整）  
この再計算では、地方交付税による歳入増減は、税源移譲および対応する国庫支出金の減額方法、またそれに伴う地方交付税の基準財政需要額・収入額などの変更によって多くの場合が想定される。

各ケースの詳細については後述するが、概要については、以下の通りである。

- ・ ケース A：税源移譲のみを実施する。国庫補助負担金については変更を加えず、税源移譲額に伴う歳入の増加は全て地方交付税の減額によって対応する。基準財政需要額については変更がなく、基準財政収入額は税源移譲額分増額される。結果として、地方交付税の減額が生ずる。
- ・ ケース B：税源移譲を実施し、同時に移譲額の概ね半額の国庫補助負担金を削減する。したがって、国庫補助負担金の減額に伴い、地方交付税の基準財政需要額は削減額分増加、基準財政収入額は税源移譲額分増加することから、税源移譲額の約半額の地方交付税減額となる。
- ・ ケース C：税源移譲を実施し、同時に移譲額の概ね同額の国庫補助負担金を削減する。したがって、国庫補助負担金の減額に伴い、地方交付税の基準財政需要額は削減額分増加、基準財政収入額は税源移譲額分増加することから、結果として地方交付税額はほとんど変わらない。
- ・ ケース D：税源移譲を実施し、同時に移譲額の概ね半額の国庫補助負担金を削減するとともに、基準財政需要額を5%カットする。したがって、地方交付税の基準財政需要額は国庫補助負担金の減額分増加したものの95%に、基準財政収入額は税源移譲額分増加することから、結果として地方交付税額は減少する。

なお、ケースCとDの差異は地方交付税の基準財政需要額の再計算において、ケースCが国庫補助負担金による増額だけとしているのに対し、ケースDではそこから一定割合のカットを行っているである。

---

<sup>2</sup> ただし、p.11にて説明した の場合には、いくつかの市では、逆に歳入が減少する。

- ・ケースE：税源移譲を実施し、同時に移譲額の概ね半額の国庫補助負担金を削減するとともに、基準財政需要額を10%カットする。したがって、地方交付税の基準財政需要額は国庫補助負担金の減額分増加したものの90%に、基準財政収入額は税源移譲額分増加することから、結果として地方交付税額は減少する。

これにより、想定される地方交付税の再計算は、団体が交付団体・不交付団体あるいはそれらの間での移動の種類によって3通りに分類することができるであろう。

#### (ケースA)

- ・交付団体であった団体が、交付団体のままとなる場合  
税源移譲によって地方交付税の基準財政収入額が増加するため、地方交付税が税源移譲額と同額減少する。この地方交付税の減少は税源移譲による地方税増と相殺され、歳入総額は変化しない。
- ・交付団体であった団体が、税源移譲等により不交付団体になる場合  
税源移譲により地方交付税の基準財政収入額が基準財政需要額を上回る場合には、地方交付税はゼロとなる(合併算定替を除く)。その結果、税源移譲による歳入増と地方交付税の減少による歳入減を合算すると、地方税収増加額と移譲前の交付税との差額分だけ歳入は増加する。
- ・もともと不交付団体である場合  
地方交付税はゼロのままであり、税源移譲額がそのまま歳入の増加となる。

したがって、マクロベースでみた場合には地方交付税総額は減少するが、不交付団体が存在するため、その減少額は税源移譲額よりも小さい額となる。

#### (ケースB、ケースC)

税源移譲の分だけ基準財政収入額が増加し、国庫補助負担金の削減分は基準財政需要額が増加することとし、地方交付税額を再計算している。

- ・交付団体の場合  
地方交付税は、税源移譲により地方交付税の基準財政収入額が増加し、国庫補助負担金削減により基準財政需要額が増加した結果、  
(地方交付税の増減) = (国庫補助負担金削減額) - (税源移譲額)  
となる。したがって、その結果、税源移譲による歳入増、国庫補助

負担金による歳入減、地方交付税の増減の3つを合算すると、結果として歳入総額は変化しない。

- ・ 交付団体であった団体が、税源移譲等により不交付団体になる場合  
地方交付税は、税源移譲により地方交付税の基準財政収入額が増加し、国庫補助負担金削減により基準財政需要額も増加するが、その結果、当該自治体の基準財政収入額が基準財政需要額を総額で上回る場合には、地方交付税がゼロになる。その結果、税源移譲による歳入増、国庫補助負担金による歳入減、地方交付税の減少による歳入減の3つを合算すると、移譲後の基準財政収入額が基準財政需要額を上回った分だけ、歳入の増加となる。
- ・ もともと不交付団体である場合  
「(税源移譲額) - (国庫補助負担金削減額)」がそのまま歳入の増減となる。

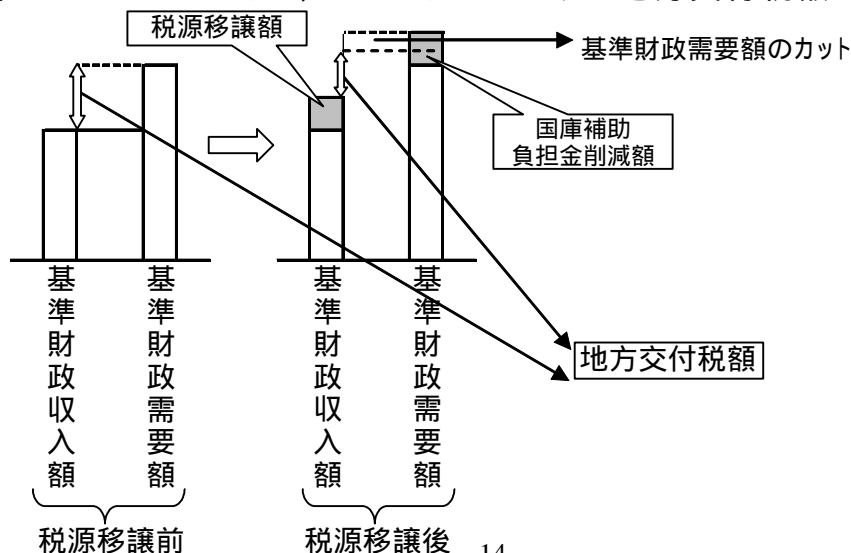
(ケースD、ケースE)

税源移譲の分だけ基準財政収入額が増加し、国庫補助負担金の削減分は基準財政需要額が増加する。ただし、基準財政需要額は国庫補助負担金削減による増加後、ケースDでは5%、ケースEでは10%のカットを行い、地方交付税額を再計算している。

- ・ 交付団体の場合

地方交付税の基準財政収入額は、税源移譲により増加する。基準財政需要額は、国庫補助負担金削減分だけ増加した分に、一定率のカットを行っている。したがって、ケースBと比較すると、基準財政需要額のカットがあった分、地方交付税額が削減されることになる(図1-1参照)。

図1-1 ケースD、ケースEにおける地方交付税額のイメージ



税源移譲による歳入増、国庫補助負担金による歳入減、地方交付税の増減の3つを合算すると、基準財政需要額がカットされた分の地方交付税の減少により、歳入が減少する。

- ・ 交付団体であった団体が、税源移譲等により不交付団体になった場合  
基準財政需要額がカットされたことにより不交付団体になり、その結果として、地方交付税がゼロになった分、歳入が減少する。

または、

地方交付税はゼロになるが、「(税源移譲) - (国庫補助負担金)」が地方交付税額を上回ったため、歳入が増加する。

- ・ もともと不交付団体である場合  
税源移譲額が、そのまま歳入の増減となる。

なお、本シミュレーションでは、議論を単純化するために、税源移譲による地方交付税の原資が減少することについては考慮せず、基準財政需要額による地方交付税の再計算のみを行っている。この点についての詳細な検討は、今後の課題であると認識している。

各ケースの前提条件については、以下の通りである。

#### < ケース A >

税源移譲を、移譲方法 ~ により実施。

国庫補助負担金は、現行と同額。

地方交付税は、結果として総額が減少する(基準財政需要額を現行と同額とし、基準財政収入額に税源移譲額を100%足して再計算)。

- ・ 移譲方法 ~ に基づいて、平成18年度決算見込みベース(以下同じ)での本調査の回答があった個別団体について、税源移譲試算額および移譲後の地方交付税額を試算する。
- ・ 国庫補助負担金については、現行と同額とする。
- ・ 地方交付税については、個別団体の税源移譲分を基準財政収入額に100%算入する。したがって、交付団体では地方交付税が減少することになる。
- ・ 地方交付税の合併算定替については、調整額(=地方交付税額 - (基準財政需要額 - 基準財政収入額))を算出しておき、前述の地方交付税の再計算後の額にこれを加える形で対応した(以後のケースについても、同様の取り扱いとする)。

#### < ケース B >

税源移譲を、移譲方法 ~ により実施。

国庫補助負担金を、マクロベースで移譲額の概ね半額になるように削減。地方交付税は、結果として総額が減少する（基準財政需要額に国庫補助負担金削減額を全額加算し、基準財政収入額に税源移譲額を 100% 加えて再計算）。

- ・移譲方法 ~ に基づいて税源移譲を行い、本調査の回答があった個別団体について、税源移譲試算額と国庫補助金削減額を試算し、その結果に基づいて地方交付税額を再計算する。
- ・国庫補助負担金の削減額には、地方財政計画ベースでは市町村分の国庫補助負担金の総額を把握することが不可能であることから、今回「国庫支出金」、「都道府県支出金のうち、国庫補助に伴うもの」の回答数値から、全国の都市分の推計値（市区計 4.67 兆円）を算出し、この数値から税源移譲額の概ね半額に相当する 22.5% をカットする。
- ・地方交付税については、国庫補助負担金の削減分は、そのまま基準財政需要額に上乗せし、税源移譲分は基準財政収入額に 100% 算入する。

#### < ケース C >

税源移譲を、移譲方法 ~ により実施。

国庫補助負担金を、マクロベースで移譲額の概ね同額になるように削減。地方交付税は、結果として概ね総額が同規模になる（基準財政需要額に国庫補助負担金削減額を全額加算し、基準財政収入額に税源移譲額を 100% 加えて再計算）。

- ・移譲方法 ~ に基づいて税源移譲を行い、本調査の回答があった個別団体について、税源移譲試算額と国庫補助金削減額を試算し、その結果に基づいて地方交付税額を再計算する。
- ・国庫補助負担金の削減率は、マクロベースで税源移譲と同額になることを想定し、45% カットとする。
- ・地方交付税については、国庫補助負担金の削減分を、そのまま基準財政需要額に上乗せし、税源移譲分を基準財政収入額に 100% 算入する。

#### < ケース D >

税源移譲を、移譲方法 ~ により実施。

国庫補助負担金を、マクロベースで税源移譲額の概ね半額になるように削



減。

地方交付税は、総額が概ね税源移譲額の半額規模の削減となるように、基準財政需要額を設定する(基準財政需要額に国庫補助負担金削減額を全額足した上で5%カットし、基準財政収入額に税源移譲額を100%足して再計算)。

- ・移譲方法 ~ に基づいて税源移譲を行い、本調査の回答があった個別団体について、税源移譲試算額と国庫補助金削減額を試算し、その結果に基づいて地方交付税額を再計算する。
- ・国庫補助負担金の削減率は、マクロベースで税源移譲の半額になることを想定し、22.5%カットとする。
- ・地方交付税については、総額を概ね税源移譲額の半額程度の削減とするため、前述の国庫補助負担金の削減分を基準財政需要額に上乗せした上で、5%カットする(税源移譲分は基準財政収入額に100%算入)。

#### < ケース E >

税源移譲を、移譲方法 ~ により実施。

国庫補助負担金を、マクロベースで税源移譲額の概ね半額になるように削減。

地方交付税は、総額が税源移譲額よりも大きな規模の削減となるように、基準財政需要額を設定する(基準財政需要額に国庫補助負担金削減額を全額足した上で10%カットし、基準財政収入額に税源移譲額を100%足して再計算)。

- ・移譲方法 ~ に基づいて税源移譲を行い、本調査の回答があった個別団体について、税源移譲試算額と国庫補助金削減額を試算し、その結果に基づいて地方交付税額を再計算する。
- ・国庫補助負担金の削減率は、ケースDと同様、22.5%カットとする。
- ・地方交付税については、ケースDよりも都市自治体にとってさらに厳しいケースを想定し、国庫補助負担金の削減分を基準財政需要額に上乗せした上で、10%カットする(税源移譲分は基準財政収入額に100%算入)。

以上の各ケースをまとめると、[表1-3]のようになる。それぞれのケースと税源移譲の方法を乗じると全部で15タイプが想定されるが、それぞれについて、税源移譲、国庫補助金削減、地方交付税の再計算について試算を行った。

表 1 - 3 税源移譲の各ケース

| 各ケース | 税源移譲の方法  | 税源移譲   | 税源移譲   | 税源移譲   |
|------|--|--------|--------|--------|
| ケースA | ・国庫補助負担金は変化なし<br>・基準財政需要額は変化なし<br>・基準財政収入額は税源移譲額を100%算入                                    | ケースA - | ケースA - | ケースA - |
| ケースB | ・国庫補助負担金を22.5%カット<br>・基準財政需要額に国庫補助負担金のカット分を上乗せ<br>・基準財政収入額は税源移譲額を100%算入                    | ケースB - | ケースB - | ケースB - |
| ケースC | ・国庫補助負担金を45%カット<br>・基準財政需要額に国庫補助負担金のカット分を上乗せ<br>・基準財政収入額は税源移譲額を100%算入                      | ケースC - | ケースC - | ケースC - |
| ケースD | ・国庫補助負担金を22.5%カット(ケースCの半分)<br>・基準財政需要額に国庫補助負担金のカット分を上乗せした上で5%カット<br>・基準財政収入額は税源移譲額を100%算入  | ケースD - | ケースD - | ケースD - |
| ケースE | ・国庫補助負担金を22.5%カット(ケースDと同じ)<br>・基準財政需要額に国庫補助負担金のカット分を上乗せした上で10%カット<br>・基準財政収入額は税源移譲額を100%算入 | ケースE - | ケースE - | ケースE - |

注：税源移譲 ~ については、p.10～p.11を参照。

### 3. 税源移譲シミュレーションの結果と考察

各ケースのシミュレーション結果については、[表1-4]の通りである。推計結果が市と特別区に分かれているのは、前述の推計方法で述べたように、市と特別区では別途推計を行っているため、それぞれについて推計値を記載する形式をとっている。また、[表1-5]は、各ケースにおける財政力規模と自治体別の歳入の増減率の推計結果である。この分類においては、特別区は含まれていない。

まず、ケースAについては、単純に税源移譲を行った場合のケースであることから、交付団体についてはその分地方交付税額が減少するので問題はないが、不交付団体（または不交付になる団体）については、財源超過が発生することとなるため、結果として市区全体で約8,000～9,000億円の歳入増ということになる。こうしたケースは、国の財政状況を鑑みれば現実性には乏しいが、「人口20万人以上の団体の半数以上を不交付団体にする」という目標を、基準財政需要額を人為的に削減させること以外によって達成するためには、このケースしかないというのもまた事実である（ケースA：20万人以上の市の不交付団体比率<sup>3</sup>：移譲前35.8% 移譲後56.7～58.2%）。

<sup>3</sup> この数値はあくまで調査回答サンプルにおける比率であり、全国的な比率はこれよりも低い値となっている。

表1-4 税源移譲シミュレーション推計結果

| ケース  |     | 地方(都市)歳入 | 税源増減額<br>(億円) | 補助金増減額<br>(億円) | 交付税額増減<br>(億円) | 歳入増減<br>(億円) |
|------|-----|----------|---------------|----------------|----------------|--------------|
| ケースA | A - | 市        | 20,322        |                | -13,872        | 6,449        |
|      |     | 特別区      | 2,310         |                |                | 2,310        |
|      |     | 合計       | 22,631        |                | -13,872        | 8,759        |
|      | A - | 市        | 19,787        |                | -13,070        | 6,717        |
|      |     | 特別区      | 2,346         |                |                | 2,346        |
|      |     | 合計       | 22,133        |                | -13,070        | 9,063        |
|      | A - | 市        | 20,848        |                | -13,038        | 7,811        |
|      |     | 特別区      | 449           |                |                | 449          |
|      |     | 合計       | 21,298        |                | -13,038        | 8,260        |
| ケースB | B - | 市        | 20,322        | -10,511        | -6,085         | 3,726        |
|      |     | 特別区      | 2,310         | -941           |                | 1,368        |
|      |     | 合計       | 22,631        | -11,452        | -6,085         | 5,095        |
|      | B - | 市        | 19,787        | -10,511        | -5,260         | 4,016        |
|      |     | 特別区      | 2,346         | -941           |                | 1,405        |
|      |     | 合計       | 22,133        | -11,452        | -5,260         | 5,421        |
|      | B - | 市        | 20,848        | -10,511        | -6,326         | 4,012        |
|      |     | 特別区      | 449           | -941           |                | -492         |
|      |     | 合計       | 21,298        | -11,452        | -6,326         | 3,519        |
| ケースC | C - | 市        | 20,322        | -21,022        | 1,876          | 1,177        |
|      |     | 特別区      | 2,310         | -1,883         |                | 427          |
|      |     | 合計       | 22,631        | -22,904        | 1,876          | 1,603        |
|      | C - | 市        | 19,787        | -21,022        | 2,568          | 1,333        |
|      |     | 特別区      | 2,346         | -1,883         |                | 463          |
|      |     | 合計       | 22,133        | -22,904        | 2,568          | 1,796        |
|      | C - | 市        | 20,848        | -21,022        | 1,194          | 1,020        |
|      |     | 特別区      | 449           | -1,883         |                | -1,434       |
|      |     | 合計       | 21,298        | -22,904        | 1,194          | -413         |
| ケースD | D - | 市        | 20,322        | -10,511        | -11,950        | -2,139       |
|      |     | 特別区      | 2,310         | -941           |                | 1,368        |
|      |     | 合計       | 22,631        | -11,452        | -11,950        | -770         |
|      | D - | 市        | 19,787        | -10,511        | -11,153        | -1,877       |
|      |     | 特別区      | 2,346         | -941           |                | 1,405        |
|      |     | 合計       | 22,133        | -11,452        | -11,153        | -473         |
|      | D - | 市        | 20,848        | -10,511        | -12,196        | -1,859       |
|      |     | 特別区      | 449           | -941           |                | -492         |
|      |     | 合計       | 21,298        | -11,452        | -12,196        | -2,351       |
| ケースE | E - | 市        | 20,322        | -10,511        | -17,315        | -7,504       |
|      |     | 特別区      | 2,310         | -941           |                | 1,368        |
|      |     | 合計       | 22,631        | -11,452        | -17,315        | -6,136       |
|      | E - | 市        | 19,787        | -10,511        | -16,537        | -7,262       |
|      |     | 特別区      | 2,346         | -941           |                | 1,405        |
|      |     | 合計       | 22,133        | -11,452        | -16,537        | -5,857       |
|      | E - | 市        | 20,848        | -10,511        | -16,397        | -6,060       |
|      |     | 特別区      | 449           | -941           |                | -492         |
|      |     | 合計       | 21,298        | -11,452        | -16,397        | -6,552       |

45,143  
移譲前の交付税総額

表 1 - 5 各ケースにおける自治体種類別の増減率（市のみ）

|       |     | 全体    | 財政力指数別 |          |        |      | 人口規模別 |       |        |       |
|-------|-----|-------|--------|----------|--------|------|-------|-------|--------|-------|
|       |     |       | ~0.5   | 0.5~0.75 | 0.75~1 | 1~   | ~5万   | 5~10万 | 10~20万 | 20万~  |
| ケースA  | A - | 1.7%  | 0.0%   | 0.0%     | 2.6%   | 5.5% | 0.1%  | 1.1%  | 2.0%   | 2.7%  |
|       |     | 2.26  | 0.00   | 0.00     | 2.39   | 1.94 | 0.73  | 2.11  | 2.74   | 2.81  |
|       | A - | 1.7%  | 0.0%   | 0.0%     | 2.7%   | 5.7% | 0.1%  | 1.1%  | 2.1%   | 2.8%  |
|       |     | 2.33  | 0.00   | 0.00     | 2.53   | 1.91 | 0.71  | 2.14  | 2.86   | 2.96  |
|       | A - | 1.9%  | 0.0%   | 0.0%     | 3.3%   | 5.8% | 0.1%  | 1.2%  | 2.4%   | 3.2%  |
|       |     | 2.70  | 0.00   | 0.00     | 3.08   | 2.88 | 0.81  | 2.34  | 3.40   | 3.51  |
| ケースB  | B - | 1.0%  | 0.0%   | 0.0%     | 1.5%   | 3.7% | 0.1%  | 0.7%  | 1.3%   | 1.6%  |
|       |     | 1.51  | 0.00   | 0.00     | 1.72   | 1.30 | 0.67  | 1.37  | 1.93   | 1.77  |
|       | B - | 1.0%  | 0.0%   | 0.0%     | 1.6%   | 3.8% | 0.1%  | 0.7%  | 1.4%   | 1.7%  |
|       |     | 1.57  | 0.00   | 0.00     | 1.79   | 1.24 | 0.64  | 1.39  | 2.00   | 1.91  |
|       | B - | 1.2%  | 0.0%   | 0.0%     | 2.1%   | 3.6% | 0.1%  | 0.7%  | 1.7%   | 2.0%  |
|       |     | 1.98  | 0.00   | 0.00     | 2.37   | 2.97 | 0.77  | 1.71  | 2.53   | 2.60  |
| ケースC  | C - | 0.3%  | 0.0%   | 0.0%     | 0.5%   | 1.5% | 0.0%  | 0.2%  | 0.5%   | 0.6%  |
|       |     | 0.79  | 0.00   | 0.00     | 1.00   | 1.24 | 0.47  | 0.72  | 1.07   | 0.79  |
|       | C - | 0.3%  | 0.0%   | 0.0%     | 0.5%   | 1.7% | 0.0%  | 0.2%  | 0.6%   | 0.6%  |
|       |     | 0.83  | 0.00   | 0.00     | 1.02   | 1.29 | 0.44  | 0.73  | 1.13   | 0.92  |
|       | C - | 0.4%  | 0.0%   | 0.0%     | 0.9%   | 1.5% | 0.1%  | 0.2%  | 0.8%   | 0.9%  |
|       |     | 1.34  | 0.00   | 0.00     | 1.67   | 2.87 | 0.58  | 1.26  | 1.73   | 1.76  |
| ケースD  | D - | -0.6% | -2.6%  | -2.5%    | 0.7%   | 3.6% | -2.5% | -1.2% | 0.0%   | 0.4%  |
|       |     | 2.52  | 0.26   | 0.31     | 2.60   | 1.52 | 1.10  | 2.37  | 3.02   | 2.76  |
|       | D - | -0.5% | -2.6%  | -2.5%    | 0.7%   | 3.8% | -2.5% | -1.2% | 0.0%   | 0.5%  |
|       |     | 2.58  | 0.26   | 0.31     | 2.69   | 1.44 | 1.07  | 2.39  | 3.10   | 2.91  |
|       | D - | -0.3% | -2.6%  | -2.5%    | 1.3%   | 3.6% | -2.5% | -1.2% | 0.4%   | 0.8%  |
|       |     | 2.92  | 0.26   | 0.31     | 3.18   | 3.06 | 1.20  | 2.58  | 3.57   | 3.50  |
| ケースE  | E - | -1.9% | -5.3%  | -5.0%    | 0.2%   | 3.6% | -5.1% | -3.0% | -1.3%  | -0.5% |
|       |     | 3.59  | 0.52   | 0.63     | 3.23   | 1.76 | 1.57  | 3.43  | 4.09   | 3.74  |
|       | E - | -1.9% | -5.3%  | -5.0%    | 0.3%   | 3.7% | -5.1% | -3.0% | -1.2%  | -0.5% |
|       |     | 3.65  | 0.52   | 0.62     | 3.31   | 1.69 | 1.53  | 3.45  | 4.17   | 3.89  |
|       | E - | -1.6% | -5.3%  | -4.9%    | 1.3%   | 3.4% | -5.0% | -3.0% | -0.6%  | 0.0%  |
|       |     | 4.30  | 0.52   | 0.67     | 4.35   | 4.67 | 1.66  | 3.89  | 5.12   | 5.02  |
| サンプル数 | 472 | 156   | 150    | 116      | 48     | 140  | 168   | 97    | 67     |       |

上段は増減率、下段は増減率の標準偏差×100

表 1 - 6 人口一人当たり地方税収等<sup>4</sup>の変動係数

| 税源移譲前 | 税源移譲  | 税源移譲  | 税源移譲  |
|-------|-------|-------|-------|
| 0.367 | 0.338 | 0.341 | 0.329 |

注) 市のみ指標であり、特別区は含まない。

<sup>4</sup> 地方税、地方譲与税の合計に、都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（大都市のみ）をあわせたもの。

税源移譲の効果だけを示しているケースAで、異なるタイプの税源移譲の効果と比較してみよう。まず、<sup>1)</sup>では消費税率2%分、<sup>2)</sup>では消費税(税率1.5%分)と国税所得税(個人住民税率1%(市町村分は0.5%)相当分)を移譲税目としているため、その違いは僅かである。しかし、自治体種類別の増減率(表1-5参照)および、人口一人当たり地方税収等の変動係数(表1-6参照)のいずれにおいても、<sup>1)</sup>の方が偏在性が低く、その意味ではがより好ましい方法といえる。

税源移譲による税源の偏在への対応として議論されている税源交換についても、<sup>1)</sup>で法人住民税の半額を税源交換の対象としたシミュレーションを行っている。しかしながら、税源交換は増収が特別区に偏ることへの対応にはなりえるが、財政力指数別の増減率および[表1-6]に示したように、通常の税源移譲と比較して、偏在性が改善されるとはいえない。逆に、財政力指数0.75以上の団体間における増収の標準偏差が大きくなっている。これは、法人住民税に依存している富裕団体と個人住民税に依存している富裕団体との間の格差の拡大の結果と考えられる。

ケースBでは、税源移譲を行う一方、税源移譲の概ね半額の国庫補助負担金を削減している。このケースでは、結果として市区全体で約3,500~5,000億円の歳入増ということになり、歳入増はケースAほどの額にはならない。一方、20万人以上の市の不交付団体比率をみると、移譲前35.8%から移譲後46.2%に上昇しているものの、なお半数に及ばない。

ケースCにおいては、税源移譲と概ね同額の国庫補助負担金を削減しているため、マクロではもちろんのこと、都市自治体の種類別にみても、概ね歳入中立となっており、非常に現実的なケースといえる。ただし、歳入中立であるために、税源移譲によって不交付団体化する市(人口20万人以上)は多くない(移譲前35.8% 移譲後37.3~41.8%)。ただ、課題を挙げるとするならば、国庫補助負担金の内容によっては、自治体間の格差が生じることや、国庫補助負担金の削減幅が大きいため、国庫補助負担金削減の処方箋をどう描くかについては、検討の余地を残しているといえる。

ケースDでは、税源移譲額の概ね半額を国庫補助負担金の削減で対応し、残りの半分は基準財政需要額の人為的にカットで対応することにより、結果として若干のマイナスではあるが、概ね歳入中立となっている。その結果、財政力指数の低い団体が減収となった分だけ、財政力指数の高い団体が増収となる形となり、自治体間の格差が大きくなっている点が大きな問題である。基準財政需要額を人為的にカットした分、結果として不交付団体比率は高くなる(移譲前35.8% 移譲後55.2%)が、このような議論は意味がないと

いえるだろう。

さらに、ケースEでは、財政力の弱い団体にとってはより大幅な減収を強いられることになる<sup>5</sup>。詳細は第2章で述べるが、ここ数年の改革による地方財政の歳入減により、都市自治体の歳出削減は限界に達しており、その影響は、財政力の弱い団体で特に深刻である。ケースD、ケースEは、こうした傾向を助長するものであり、その意味では容認できないものといえる。

以上の結果をまとめると、税源移譲の方法としては、の税源交換はこれまで述べてきたように多くの困難をとまなうことから、かのいずれかが望ましい。では、消費税率0.5%分に代えて、個人住民税率1%（市町村分は0.5%）相当分を所得税から移譲することとしているが、その分若干ではあるが偏在度が高まっている。したがって、の地方消費税が最も望ましいが、場合によっては個人住民税を組み合わせることもあり得るとというのが本シミュレーションから得られた結論である。

各ケースについては、ケースA、ケースBでは国の財政運営の面で、ケースD、ケースEでは都市自治体（特に財政力の弱い自治体）の財政運営の面で厳しい現実に直面せざるをえないことから、ケースCが望ましいといえる。ただし、前述のように、国庫補助負担金をどのように削減していかは、今後の課題であるといえよう。

---

<sup>5</sup> なお、ケースEの不交付団体比率は、移譲前35.8% 移譲後55.2%～56.7%である。